

事 務 連 絡
平成 3 0 年 4 月 2 3 日

各部局担当係長 殿
本部事務機構関係各部担当係長 殿

総務企画部コンプライアンス推進課
利益相反マネジメント事務室長

「人を対象とする医学系研究に係る利益相反自己申告（概略）」の
取扱いについて（通知）

日頃より、利益相反マネジメントについてご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

標記申告書の作成にあたっては、申告者による自筆署名をお願いしておりましたが、
電子申請システムにて標記申告書（概略）を倫理委員会へ提出する場合は、標記申告書
（概略）の自筆署名を省略できることといたしました。

なお、「人を対象とする医学系研究に係る利益相反自己申告（詳細）」の取扱いについ
ては、変更ありません。

< 本件問合せ先 >

利益相反マネジメント事務室
内線（片平 91-） 3401、4398
rieki@grp.tohoku.ac.jp